

議案第71号

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和4年2月4日

提出者 墨田区長 山 本 亨

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成10年墨田区条例第4号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項中「公民権行使等休暇」の次に「、不妊治療のための休暇」を加える。

付 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（提案理由）

特別区人事委員会からの意見等を踏まえ、職員が勤務しないことが相当である場合における休暇として任命権者が承認する休暇に不妊治療のための休暇を新たに加える必要がある。